

日薬業発第61号

令和2年5月1日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 田尻 泰典

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等について（その2）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度補正予算における「薬局における薬剤交付支援事業」及び同事業における留意点等については、本年4月30日付け日薬業発第56号にて、実施上の留意点をお知らせしたところです。

本事業の予算額は全体で457,545千円であり、この金額が都道府県ごとに、都道府県の状況に応じて配分され、各都道府県薬剤師会が予算の範囲内で支援を実施するものとされております。

本会では、このように事業予算に限りがある中で、必要な患者に対し、また全国の患者に対し、できるだけ偏りなく公平に支援が可能となるよう、支援の金額について、

- ・「0410 対応」の処方箋で、薬局の従事者が届けた場合：
患者負担は200円、薬局が本事業に請求する額は100円
- ・「0410 対応」の処方箋で、配送業者を使用した場合：
患者負担200円、薬局が本事業に請求額は配送料-200円)

として、お示ししたところです。

事業実施要綱においては、「薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額を上限」と記載があるところですが、この点も含めて、金額については実施要綱の範囲内で、既述の目的に鑑み、補正予算を有効に活用する観点から、各都道府県薬剤師会における統一的な運用としてお示ししたものであります。

都道府県薬剤師会におかれましては、趣旨ご理解の上、本会よりお示しした実施上の留意点を踏まえ、本事業の円滑な実施に特段のご配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。